

# 東葛ユニオン通信

第64号 2019年/8月号

発行:千葉東葛ユニオン

発行責任者 : 金子 政信

〒277-0831 柏市根戸406-4

TEL/FAX 04-7132-8710

労働相談は 04-7132-8710

メール: [tokatu-center@tokatunokai-union.com](mailto:tokatu-center@tokatunokai-union.com)

H P : <http://www.tokatunokai-union.com>

ツイッター: <https://twitter.com/TokatuCenter>



東葛介護ユニオンが活動中  
一人でも入れる労働組合です

前号に引き続き、社会福祉法人陽光会の違法不当ぶりを紹介します。

…利用者の暴力で障害を受けた職員への謝罪と慰謝料  
支払い、職場復帰を拒否する社会福祉法人陽光会、東  
松戸ヒルズは許せぬ…



…利用者の暴力行為で障害者に…

…この2年間、リハビリを重ね仕事への復帰を願う古市さんへの冷酷な仕打ち…

4月24日の団体交渉で、●（施設の管理責任がある）陽光会（以下法人）の謝罪と慰謝料の支払い、●（障害者でも働けるよう）職場環境の整備と賃金保障などを要求しましたが、陽光会は●謝罪はしない、慰謝料は払わない、●仕事はない、粛々と解雇手続きを進める、という冷酷な回答でした。

その後、7月1日に法人は古市さんに対し、「休職期間の満了について」で職場復帰が出来ないなら「退職」（解雇）と通知をしてきました。

**7月26日団体交渉で、一方的な「退職」（解雇）通知に抗議、撤回をせまる**

7月26日の団体交渉で、仕事への復帰のためリハビリを続ける古市さんへの法人の一方的な「休職期間の満了」通知による退職（解雇）に抗議し撤回を要求、職場で起きた利用者の暴力によって障害者となったことへの施設管理責任として法人が謝罪をし慰謝料を払うよう迫りました。

**陽光会、医師の診断を勝手な解釈でねじまげ**

法人は「労災は頸椎捻挫の症状固定で終了、その後の頸髄損傷診断は労災でないから業務外、し

たがって法人に責任がない」として、医師の診断について勝手に解釈し、あくまで法人の責任はないと強弁しています。

わたしたちは、古市さんへの法人の不当な退職（解雇）通知を撤回させることと合わせて法人の労働条件改善に向けて団体交渉を続けます。

**7/26団体交渉で、法人ではたらくみなさんへの大きな成果獲得、**

7/26団体交渉では、●職員が利用者からの暴力などで受傷した際の補償となる損害保険（裏〜続く）

**陽光会東松戸ヒルズ暴力傷害事件とは…**

2017年2月、東松戸ヒルズではたらく古市幸代さんが、利用者のA氏から首筋などを殴られる暴力を受けました。

この暴力によって、古市さんは右腕全体がマヒの大きな障害が残り、障害者として労災障害一時金、障害者手帳の交付、障害者年金の受給が決定されています。この2年間リハビリを続け、職場復帰に向けての努力を続けています。

陽光会東松戸ヒルズは、障害者となった古市さんへの謝罪と慰謝料請求を拒否、「粛々と解雇手続きを進める」として職場からの追い出しをはかっています。

への加入を要求してきました。法人は「労災安心保険」に加入したこと、職員へ周知をしたと回答しました。

## 昨年2・3月の団体交渉で、残業代不払いなど労基法違反の指摘に対し、法人は全職員(退職者含む)に支払い清算したと回答したが??...

ユニオンは2018年2・3月の団体交渉で、法人が●残業代不払い(一日1分単位で計算すべきなのに30分未満切り捨て計算、不払が発生)、●不適切な深夜割増運用、●1年単位の変形労働制不適切運用の労基法違反を指摘、法人はほぼ全面的に認め、古市さんの入職以来9ヶ月分の残業代不払相当額20万円を支払いました。しかしながら、その後検証してみましたが改善されていないようなので、7/26団体交渉で「全職員(退職者も含め)の過去2年分の勤務実態総点検をおこない残業代など不払い賃金の清算」をするよう追及、法人は「全員の調査し清算支給をした」と回答しました。本当におこなわれたかどうかは疑問です。



あきれたことに、2018年の団交ではその不適切運用を認めた●不適切な深夜割増運用、●1年単位の変形労働制不適切運用について、今回の団体交渉では問題がないとの回答に終始しています。

古市さんへの不当な対応や労基法違反の実態を改善しようとし、こうした陽光会は社会福祉法人として許さることでしょうか。陽光会の違法不当は許さず今後も追及していきます。

### 注:東松戸ヒルズの労基法違反

残業代不払い:「一日の労働時間は1分単位で計算」(30分未満切り捨ては違法)

深夜割増:「10時から翌5時の深夜割増を夜勤手当に含む場合はその金額と計算方法を明示」

1年単位の変形労働制:「年間出勤カレンダーでの指定、31日の月の場合177.1時間超は残業」

介護関連ではたらく方の悩みなど、お気軽に相談ください



東葛介護ユニオン

委員長 石川智子

電話 050-1372-8622

メール tokatu-center@tokatunokai-union.com

## 正職員9000人の医療公益社団法人の残業代不払い...

全国に医療と介護施設を展開する日本有数のD公益社団法人(正職員数9000人)の市川市内I老健施設ではたっていたLさんから「出退勤勤務記録と給与明細がペーパーレス、働いた記録がスマホでしか見られない、ちゃんと給与が払われているか不安」との話でした。

ユニオンとLさん自身が提出要求して法人に出させた勤務記録から計算すると、4月の残業は19時間30分なのに支給された残業時間数は僅か6時間分でした。なんと13時間30分はサービス残業でした。

I老健での残業計算は、毎日の残業を「30分未満切り捨て」で計算、そのため4月一ヶ月を例にとってもこんなに大きな時間がサービス残業となってしまいます。

「たとえ一円たりとも、働いた分はきちんと払わせる」ことを基本に、これまでに明らかになっている4カ月合計44時間分、54,120円の支払いを求めています。

	2月分	3月分	4月分	5月分
残業単価A	1,695	1,695	1,695	1,695
実際の残業時間数B	13:18	5:55	19:23	5:18
残業代計算額A*B	22,544	10,029	32,855	8,984
残業代支払額C	8,419		10,170	1,695
// 対象時間数	5:00		6:00	0:30
不払額A*B-C	14,125	10,029	22,685	7,289

## 解体業T社「偽装請負」、賃金未払い紛争、交渉合意(7月)

T社で「一人親方」として働かされてきたSさんから3人、雇用形態は労基法が規定する労働者で「一人親方」は「偽装請負」、したがって「人工計算で払われていた報酬は賃金なので不払残業代を支払え」と要求し団交を続けてきましたが、このほど納得いく内容で交渉合意が出来ました。T社の社員で働いていた2人への「不払残業代支払え」の要求は引き続き団体交渉を継続することで合意しました。